

大綱 1. 平成 24 年度予算編成方針について

11 月 1 日付の広報あびこに平成 24 年度の予算編成方針の概要が掲載されていました。そこには、「平成 24 年度予算の経常的経費の収支見通しでは、現行通りの経常事業を実施した場合、約 1 億 4 千万円の財源不足となっており、経常事業に加え政策的事業を実施していくためには、更なる財源の確保が必要となってきます。震災対応をはじめ実施計画に位置づけられる事業を確実に進めていくためには、人件費の削減を含む経常的経費の大幅な削減は不可避な状況となっています。」と書かれていました。

そこで、初めに確認のための質問をさせていただきます。

質問 1. 予算編成方針策定時点での経常的経費の収支見通しとは？どのようなものであるのか？ お尋ねします。

毎年、この時期になると次年度の予算編成方針が広報に掲載され、経常的経費の収支見通しや財源不足の金額が示されますが、大変解りにくいとの市民の声があります。

予算編成方針策定時点での経常経費の収支見通しとは、予算編成過程のどのような段階での収支見通しであるのか？

また、政策的経費についてもどのような段階のものであるのか、市民に解りやすいご説明をお願いいたします。

質問 2. 予算編成方針にある「予算編成を通して事務事業の徹底的な見直しを行っていきます。」とは？どのようなことなのかお尋ねします。

平成 24 年度予算収支見通しでは、経常経費で財源不足になり、さらに中期財政計画における政策的経費充当可能一般財源は、財政調整基金から 2 億円の繰り入れを行っても、担当課の要求ベースでは、約 7 億 8 千万円が必要となる見込みであるとしています。

そして、事業採択にあたり相当の絞り込みを行っても財源不足を解消するのは困難な状況ですとの見解が示され、「予算編成を通して事務事業の徹底的な見直しを行っていきます。」と編成方針が示されていますが、具体的にどのような手法で見直しを行っていくのか、お示してください。

質問 3. スリムな行政を創るとともに豊かな公共づくりのための方策は？

これからの人口減少、少子超高齢化、低成長の構造的な財政難の中では、スリムな行政を創るために事務事業の徹底的な見直しを行わざるを得ないと考えますが、これまで行政が行ってきた公共サービスを単に廃止するだけでは、公共サービスの低下につながり市民生活に大きな影響を及ぼすこととなります。

NPO や市民、民間企業等、様々な主体が公共を担う「新しい公共」の構築なくして、行政をスリムにすることも、また、豊かな公共を創ることもできないと考えています。

これからの厳しい時代、公共を誰が、どのように担っていくのか？行政の役割とは何か？市民の役割とは何か？考えていく時期に来ていると考えます。

スリムな行政と共に、豊かな公共づくりについてのお考えをお聞かせください。

また、平成 24 年度予算に豊かな公共構築のための「新しい公共」関連の事業を何か盛り込んでいるのか、お聞かせください。

質問 4. 人件費の削減について

経常的経費の中でも、我孫子市の一番の課題は、人件費の削減であります。人件費は、職員数と給与水準で決まりますが、給与水準に関係して、今議会に議案が提出されていますので、ここでは、職員数について、

ア. 第四次定員管理適正化計画の進捗状況と課題について

イ. 第五次定員管理適正化計画の策定方針をお聞かせください。

また、人件費削減に寄与する

ウ. ポスト削減についてお尋ねします。

これまで、人件費の削減については、職員数と給与水準に注目してきましたが、ポスト削減についても検討するべきであると思います。

現在、我孫子市の職員は 7 等級に区分され、多くのポストが存在します。1 級に主事、技師、2 級に主任、主任技師、3 級に主査、4 級に主査長、5 級に課長補佐、6 級に課長、主幹、副参事、7 級に部長、参与、室長、次長、参事と大変わかりにくくなっています。

そして、平成 23 年度予算には、管理職手当として 1 億 1,836 万 9 千円が計上されています。

民間では組織のフラット化が進んでいる昨今です。人件費の削減と同時に効率的、効果的で市民に解りやすい組織を構築するためにもポスト削減を検討する必要があるのではないのでしょうか？お考えをお示してください。

質問 5. 職員の財政状況に対する意識向上のための方策は？

平成 24 年度予算編成方針の中には、「いまだ、職員一人ひとりの財政状況に対する危機意識が総じて希薄であり、我孫子市が置かれている厳しい財政状況を正しく認識し、職員が一丸となって取り組んでいく必要があります。」と書かれています。これまでの職員の財政状況に対する意識向上のための取り組みとその評価、そして、今後の財政状況に対する意識向上策をお聞かせください。

大綱 2. 放射能汚染問題について

東日本大震災に伴う、原発事故による放射能汚染の問題は、環境面・エネルギー面での持続可能性を大きく揺るがすものとなりました。

このままでは、安心して子どもたちを育てることも、また、安全な社会を子どもたちに引き継ぐことはできません。

環境面でも持続可能な社会を子どもたちに残すことが、今を生きる私たち大人の責任であると私は考えています。

今回の放射能汚染の問題を通して、今後、自治体においても自然エネルギーの積極的な導入など、エネルギー政策の抜本的な転換が必要であると考えますが、まずは、ホットスポットと言われる我孫子市の放射能汚染の影響を最小化するための徹底した取り組みが必要です。

質問 1 現在の大気中の放射線量の測定体制

市では、大気中の放射線量の測定を、市内 13 カ所の定点で、当初は 1 週間に一度、その後は、2 週間に一度実施してきましたが、この定点測定は、9 月 26 日をもって終了しました。

現在の大気中の放射線量の測定体制について、

ア. 小・中学校、保育園、幼稚園等、子ども関連施設

イ. 公園

ウ. その他の公共施設

エ. 私有地

について、測定頻度、測定者、測定機器等、お聞かせください。

質問 2. 放射線量測定器の貸し出しによる測定

11 月 28 日に大気中の放射線量の測定機器 60 台が納品され、これまで市民から要望が多かった測定機器の貸し出しが実現しました。この測定器の貸し出しによって、放射線量の測定体制も大きく前進すると考えています。市民が気になる場所を市民の手で素早く測定できる環境整備の第一歩であります。また、放射能の測定における市民との協働体制を確立する時であると考えます。

ア. 市民との協働の測定体制の確立

市では、9 月 1 日から自治会からの要望に応じて市職員による放射線量の測定を行い、また、11 月 1 日からは、市民の要望に応じて、私有地の放射線量の測定をシルバー人材センターに委託して行ってきました。

しかし、これまで市職員やシルバー人材センターが対応してきた自治会や市民に対しては、今回、測定器の貸し出し対象となりました。測定器の貸し出しを機に、貸し出し

対象となったところは、自分たちのできない場合を除いて、市民の皆さま自身に測定していただく体制づくりが必要であると考えます。

また、学校等にも測定器がありますから、PTA や父母の有志の協力を得て、学校や通学路等の定期的な測定体制を確立していくことも重要だと考えます。

放射能汚染対策は長期間にわたる取り組みです。人的にも財政的にも持続可能な測定体制をつくっていくためには、市民との協働の測定体制の確立が必要です。ご所見をお聞かせください。

イ. 測定結果の情報収集と放射能汚染対策への反映

貸し出しによる測定によって、これまで以上にきめ細かな放射線量の実態が明らかになると思います。測定結果の情報収集が大切だと考えますが、どのように情報を収集していくのか、また、収集した情報を放射能汚染対策にどのように反映していくのか、お考えをお聞かせください。

ウ. 測定結果への対応

これまでよりもきめ細かな測定を実施すれば、様々な測定結果が出てくることが予想されます。

ホットスポットといわれている我孫子市の中でも、特に放射線量の高いマイクロホットスポットが発見される場合も考えられます。発見されたマイクロホットスポットが私有地の場合、除染をどのようにするのか等、検査結果への対応についても市の考えを明確にしておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

質問3. 土壌検査の実施について

土壌の放射能汚染の測定については、5月17日に千葉県知事宛てに出した東葛6市の要望書の要望項目のひとつでもあり、当初から大きな課題でありました。

現在、大気中の放射線量の測定体制は整ってきましたが、土壌検査については手付かずであります。

そのため、現在、最も心配される放射能汚染は土壌汚染であります。子どもたちの健康への影響が懸念される校庭や園庭等の土壌の放射能汚染の検査や農産物への影響が心配される田畑等の土壌の検査が求められています。

現在、市が所有している放射性物質を検査する機器を使って、農政課が実験的に市民農園の土を検査したと伺っていますが、土壌検査の実施について、市のお考えをお聞かせください。

質問 4. 学校給食や保育園給食の食材の安全性について

子どもたちの内部被ばくを避けるために、給食食材の安全性が心配されています。

ア. 放射能汚染の疑いのある食材を使用しないための取り組み

7月12日の第1小学校の給食食材として、放射性物質に汚染された稲わらを食べた牛の肉が使用されていたことが判明し、大変大きな問題になりましたが、放射能汚染の疑いのある食材を使用しないための取り組みをお聞かせください。

イ. 給食食材の検査体制

現在、教育委員会では、市が所有している簡易型放射性物質分析機器を使って、給食に使用する食材・食品の放射性物質のサンプリング検査を実施しています。

しかし、学校の給食用食材については1週間の内の1日、火曜日に実施し、1ヶ月に1校あたり2検体、小・中学校19校で38検体、そして、牛乳等の共同購入の中から12検体、合わせて1ヶ月50検体の検査をすることになっています。

また、保育園の給食用食材については水曜日に、民間、公立合わせて18園の保育園の給食食材を1ヶ月1園につき2~3検体ずつ順番に検査しているとのことで、11月には46検体の検査をしたとの担当課のお話でした。

学校給食食材や保育園給食食材の現在の検査体制は十分だとは言い難いと考えますが、市の見解をお聞かせください。

質問 5. 市民の持ち込む飲食物の検査体制について

消費者庁が自治体に貸与する簡易型放射性物質分析器が11月30日に貸与され、12月中旬から、この危機を利用して市民の皆さんが持ち込んだ飲食物の検査を実施するよう準備中とのことですが、誰が、どこで、どのように検査するのか、検査体制についてお聞かせください。

質問 6. 放射能汚染の迅速な情報提供について

10月25日に、各報道機関から、並木小学校と我孫子第1小学校において毎時10マイクロシーベルトを超える高濃度な放射線量が測定されたとの報道がありました。

その後、11月1日にこの件について初めて議会事務局から各議員あてに「平成23年10月25日以降市内小学校における放射線の報道記事について」というファックスがありました。

最近の最も大きな問題である放射能汚染の深刻な情報を、何故、市民や議員に迅速な情報提供をしなかったのか、その理由をお聞かせください。

質問 7. 当面の放射線量低減策を実施するための目安の見直し

市では、今年の8月22日付で「放射能対策に関する我孫子市の基本的な考え方」を策定し、当面の放射線量低減策を実施する目安として、小・中学校・保育園・幼稚園で

は、地表から 50 cm の高さで、毎時 0.26 マイクロシーベルト、公園では、0.34 マイクロシーベルトとしました。

しかし、この基準は、当面の目安であり、最終的には、年間 1 ミリシーベルト以下を目標とするとしています。

また、来年の 1 月 1 日から施行される放射能汚染への対処に関する特別措置法では、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地域を「汚染状況重点調査地域」として指定し、汚染に対処するために必要な費用については財政上の措置を講ずる予定としています。市の当面の低減策を実施するための目安の見直しについて見解をお聞かせください。